

【特集1: 精神保健研究所のガイドライン研究】

## 刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き (第4版)

Practice Guideline for Forensic Psychiatric Evaluation of Criminal Responsibility(ver.4.0)

岡田 幸之<sup>1)</sup> 安藤 久美子<sup>1)</sup> 五十嵐 禎人<sup>2)</sup> 黒田 治<sup>3)</sup> 樽矢 敏広<sup>4)</sup>  
 野田 隆政<sup>4)</sup> 平田 豊明<sup>5)</sup> 平林 直次<sup>4)</sup> 松本 俊彦<sup>1)</sup>  
 Takayuki Okada Kumiko Ando Yoshito Igarashi Osamu Kuroda Toshihiro Taruya  
 Takamasa Noda Toyoaki Hirata Naotsugu Hirabayashi Toshihiko Matsumoto

### 紹介ガイドラインの概要

名 称	刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き
作 成 者	岡田 幸之 (国立精神・神経センター 精神保健研究所) 安藤久美子 (国立精神・神経センター 精神保健研究所) 五十嵐禎人 (千葉大学社会精神保健教育センター) 黒田 治 (東京都立松沢病院) 樽矢 敏広 (国立精神・神経センター病院 精神科) 野田 隆政 (国立精神・神経センター病院 精神科) 平田 豊明 (静岡県こころの医療センター) 平林 直次 (国立精神・神経センター病院 精神科) 松本 俊彦 (国立精神・神経センター 精神保健研究所) 内嶋 順一 (みなと横浜法律事務所) 山本 健一 (六番町総合法律事務所) 協力: 東京地方裁判所、最高検察庁
発 表 年 月 日	平成 21 年 3 月
研 究 費	平成 18 ~ 20 年度厚生労働省科学研究費補助金 (こころの健康科学) 「他害行為を行った精神障害者の診断、治療および社会復帰支援に関する研究」分担研究「他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究」(分担研究者: 岡田幸之)
省庁担当部局等	なし
入手・閲覧方法	<a href="http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/kantei.htm">http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/kantei.htm</a>

### 1. ガイドライン作成の背景

どうすれば刑事精神鑑定に一定の水準を担保することができるか。これは司法精神医学の長い歴史の中で繰り返し指摘されてきた課題であった<sup>2)</sup>。個々の精神鑑定がおこなわれるなかでは問題点が指摘されることもあったが、それが精神鑑定全体に普遍化される解決をもたらすことはなかった。

そこで、この問題について積極的に検討がおこなわれるべきであるという視点から、厚生労働省科学研究費補助金 (こころの健康科学) による研究が行われることになった。まず平成 14 ~ 17 年度には「触法行為を行った精神障害者の精神医学的評価、治療、

1) 国立精神・神経センター 精神保健研究所  
 National Institute of Mental Health, National Center of  
 Neurology and Psychiatry  
 〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1  
 4-1-1 Ogawa-Higashi, Kodaira, Tokyo 187-8553 Japan  
 2) 千葉大学社会精神保健教育センター  
 Center for Forensic Mental Health, Chiba University  
 3) 東京都立松沢病院  
 Tokyo Metropolitan Matsuzawa Hospital  
 4) 国立精神・神経センター病院 精神科  
 National Center Hospital of Neurology and Psychiatry  
 5) 静岡県こころの医療センター  
 Shizuoka Psychiatry Treatment Center

社会復帰等に関する研究（主任研究者：松下正明）」のなかの分担研究である「責任能力鑑定における精神医学的評価に関する研究（平成14、15年度分担研究者：森山公夫、平成16、17年度分担研究者：樋口輝彦）」のなかで、そしてこの研究を引き継ぐかたちで、平成18年度～20年度には、「他害行為を行った精神障害者の診断、治療及び社会復帰支援に関する研究（主任研究者：山上皓）」のなかの分担研究である「他害行為を行った者の責任能力鑑定に関する研究（分担研究者：岡田幸之）」による作業が、現在までにおこなわれてきた。

この作業の中で、なんらかの実用的な成果物を精神鑑定の現場に提供することが、もっとも問題を解決する上で実効性があるのではないかという方針がたてられ、この平成14年度からはじまった研究の成果が、段階的にいくつかの改定を重ねられながら日性14年度以降は、「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き」として報告されるに至っている。

また、この作業の過程で、平成21年度5月から「裁判員制度」が開始されることが予定され、鑑定書には裁判員裁判に参加する一般市民にも利用される可能性があるという視点を盛り込む必要も出てきた。こうしたニーズにこたえることも、この手引きに策定にあたっての課題となっている。

## 2. ガイドラインの目的

すでに述べた通り、この「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き」が提案されている目的は大きく2点ある。

第一は、刑事責任能力鑑定の標準化である。もっとも、刑事責任能力というものの自体に明確な定義があるわけではないし、個々の事例の詳細な検討によって最終的な判断はなされるうえ、とりわけ刑事責任能力の最終的な判断は法的になされるものであるから、鑑定の「結論」を一定のものにすることはできないし、ある意味でそうすべきではない。したがって、ここでいう標準化とは、鑑定書を作成する手続きや思考作業のしかたについてこれを追及するということである。

第二は、裁判員制度における利用を念頭に置いた鑑定書書式の提案である。これは手引き作成の作業をすすめるなかで、途中から加わった目的である。裁判員制度では、一般人である裁判員が鑑定書を読むことになること、また鑑定書が証拠として法廷に

提出されるとその全文朗読が基本となること、法廷が3日間の連続開催で終えるものが7割以上と予想されているなかで裁判員が宿題などのかたちで鑑定書を法廷外で読むことはないということ、などの事情に合わせる必要があるということである。

ただ、あくまでも本研究の主眼は第一においている。まずは、鑑定人の中の必要以上のばらつき（容認、あるいは肯定されるべき合理的なばらつきというものはある）をなくすことが、第二の目的を達成するうえでも、必須の前提となるからである。

## 3. ガイドラインの概要・特徴

この手引きでは、刑事責任能力鑑定がその法的な目的に資する上で、最低限、考察しておくほうがよいことがら、そして記載すべきことがらを整理することにした。全体の構成は、刑事責任能力に関して鑑定書での意見を構成するための要点の解説、そして具体的な事例6つをあげて書式の紹介からなる。

とくに刑事責任能力に関して鑑定書での意見を構成するための要点（弁識能力や制御能力の視点による整理、7つの着眼点など）については、一般精神医学のなかではあまり検討することはないし、場合によっては精神医学の専門領域を超えた判断ともいえる事項があげられている。この点については疑問も指摘されている。しかし結局、法廷で鑑定人はこれらの点について法律関係者から意見を求められる。そこで本手引きでは、あらかじめ鑑定人もこの点について考察しておき、そしてもしその答えがないとか、不明確であるというのであれば、その旨、そしてその理由などを整理して準備するほうがよいという視点から、このような要点を挙げている。

また、本手引きの策定にあたっては、米国のAmerican Academy of Psychiatry and the Lawによるガイドライン<sup>1)</sup>を参考にしている。さらに、策定の作業には、弁護士、検察官、裁判官といった法実務家の協力を得ていることも特色である。

## 4. 現在の学術・行政上の活用状況、効果、意義など

この手引きの初版が具体的なかたちで提示されたのは平成17年である。発表以来、現在までに精神鑑定の現場でも少しずつ利用されてきており、作成者らの研究班にもその使用の経験に基づく意見がフィードバックされている。また裁判員制度をにらんで、裁判所や検察庁も鑑定のあるかたについて再

検討をしているが、そのようななかで、たとえば最高検察庁が全国の地方検察庁むけに紹介している鑑定書式は、本手引きによる書式を参考にして策定された。このように、本手引きは精神鑑定の現場に一定の意義をもたらしているものであるといえる。

## 5. 今後の展望など

現行のガイドラインについては、その有用性が現場の精神科医や法実務家からの意見によって確認されている。しかし、同時に問題点も指摘されている。たとえば、可知論的な視点が安易に強調されることによって、非常に重症の統合失調症者においても刑事責任能力が肯定される方向へとこれまでよりも傾きやすくなるといったことである。こうした意見にも慎重に耳を傾けながら、また、裁判員制度の動向もみながら、今後も改定を行っていく必要があるといえる。

もっとも「標準化」という本手引きの第一の目的のためには、あまり変更や改定をしないほうがよいという指摘もある。けれども、むしろ現場からの意見に基づいてある程度の柔軟性をもって改定を重ね、一層の実効性を高めることこそが、現実的な標準化に結びつくものと考えている。

## 6. ガイドラインの主要部分の紹介

本手引きは、表1に示す章立てになっている。手引きの骨格は、刑事責任能力の考え方の要点（第1、3章）と書式の紹介（第4、5章）の2つからできている。考え方の要点としては、たとえば、不可知論よりも可知論にたつた検討をしておくほうがよいこと、精神障害の診断名があつても必ずしも責任能力の障害があつたと認められるわけではないこと、責任能力と医療の必要性は異なる視点で整理されるべきであること、などがあげられている。

なお、本手引きの概略を紹介した論文<sup>3)</sup>もある。手引きと書式は、インターネット上からのダウンロードが可能であり、自由に利用することができる。そして、その感想や意見などのフィードバックを受けて、今後の改定に反映させたいと考えている。

## 引用文献

- 1) American Academy of Psychiatry and the Law Task Force: Practice Guideline for Forensic Psychiatric Evaluation of Defendants Raising the Insanity Defense. J. Am. Acad. Psychiatry Law. 30 (2) : Suppl., 2002. (岡田幸之、松本俊彦、安藤久美子ほか訳: 米国の刑事責任能力鑑定—「米国精神医学と法学会 心神喪失抗弁を申し立てた被告人の精神鑑定実務ガイドライン」の紹介(その1) 刑事責任能力判断の要点とその変遷。犯罪学雑誌 72 (6) : 177-188, 2006. (その2) 心神喪失抗弁における精神活性物質中毒と非伝統的な精神障害の扱い。犯罪学雑誌 73 (1) : 15-26, 2007. (その3) 鑑定の実務と倫理にかんする留意事項。犯罪学雑誌 73 (2) : 36-47, 2007. (その4) 鑑定人の意見のまとめかたと証言。犯罪学雑誌 73 (4) : 108-120, 2007.
- 2) 岡田幸之: 精神鑑定の現状と問題点、松下正明(総編): 臨床精神医学講座、中山書店、東京、pp. 106-116, 1998
- 3) 岡田幸之、松本俊彦、五十嵐禎人ほか: 刑事精神鑑定書の書き方—「刑事責任能力に関する鑑定書作成の手引き」の開発—。精神科治療学 23 (3) : 367-361, 2008

表 1. ガイドラインの章立て

第1章	刑事責任能力の考え方
第2章	鑑定にあたっての問診～鑑定面接を効率よくおこなうために
第3章	鑑定の考察にあたっての7つの着眼点～精神障害と事件との関係を整理し、法廷に備えるために
第4章	刑事責任能力の鑑定書の整理方法～鑑定書式とその解説
第5章	刑事責任能力の鑑定書の作成～典型的なケースの作成例
	1. 統合失調症(急性期例) 2. 統合失調症(慢性期例) 3. うつ病
	4. 発達障害 5. パーソナリティ障害 6. 薬物・アルコール関連障害